

平成 29 年度

主要施策の成果に関する報告書

茨 城 県

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項の規定により，平成29年度決算にかかる各部門における主要な施策の成果その他予算執行の実績について報告します。

平成30年9月27日

茨城県知事 大井川 和彦

目 次

総 説	1
重要施策の執行状況	6
各部門ごとの施策の成果及び予算の実績	7
1 総務部門	8
（1）出資団体の指導監督	8
（2）行財政改革の推進	9
（3）競輪事業	10
（4）適正な人事管理の推進	11
（5）職員の福利厚生	12
（6）県有未利用地処分の推進	13
（7）県税の賦課徴収	14
（8）広域行政の推進	15
（9）政策・総合調整の推進	16
（10）産業立地の推進及び県等保有土地処分の推進	18
（11）表彰事務の実施	20
（12）広報広聴活動	20
（13）男女共同参画社会の形成	26
（14）青少年の健全育成	28
（15）第74回国民体育大会及び第19回全国障害者スポーツ大会の開催	29
（16）国際化施策の推進	31
2 企画部門	35
（1）総合企画	35
（2）交通体系の整備	37
（3）電源立地地域の振興	39
（4）ITを活用した交流空間づくりの推進	40
（5）水資源・土地利用対策	46
（6）地域の振興	49
（7）公共工業団地の整備	56
（8）鹿島臨海工業地帯等の整備	57
（9）茨城空港の利活用促進	58
（10）統計調査	59
（11）科学技術の振興	61
（12）つくばエクスプレス沿線地域のまちづくりと学園都市の整備	64
（13）ひたちなか地区開発の推進	66
3 生活環境部門	68
（1）大好き いばらき 県民運動の推進	68
（2）消費者施策の推進	70

(3) 文化振興	71
(4) 安全なまちづくり施策の推進	73
(5) 環境保全対策	76
(6) 自然環境保全対策	78
(7) 公害の未然防止	80
(8) 霞ヶ浦をはじめとする水質保全対策	83
(9) 廃棄物対策	89
(10) 防災・危機管理	93
(11) 消防安全対策	97
(12) 原子力安全対策	99
4 保健福祉部門	103
(1) 地域保健福祉の推進	103
(2) 少子化対策の推進	109
(3) 児童・母子福祉の推進	111
(4) 高齢社会対策の推進	114
(5) 障害者福祉の推進	120
(6) 医療福祉の充実	122
(7) 生活保護	125
(8) 離職者等への生活支援	125
(9) 県民の健康づくり	127
(10) 医療体制の確保	129
(11) 健康危機管理対策の強化	139
(12) 水道施設の整備促進	140
(13) 生活安全対策の強化	141
5 商工労働観光部門	145
(1) 中小企業対策	145
(2) 産学官連携の推進	154
(3) 観光物産	155
(4) 労働対策	161
6 農林水産部門	168
(1) 農業・農村の振興	168
(2) 林業の振興	185
(3) 水産業の振興	190
7 土木部門	196
(1) 道路	196
(2) 河川海岸	201
(3) 港湾	205
(4) 都市計画	207
(5) 公園緑地	209
(6) 下水道	210

(7) 建築住宅	211
(8) 建設業の振興	216
(9) 公共事業の管理・執行	216
8 教育文化部門	219
(1) 教育行政の推進	219
(2) 学校教育の振興	223
(3) 生涯学習の推進	236
(4) スポーツ・レクリエーション活動の推進	241
(5) 芸術・文化活動の推進と文化財の保護	243
(6) 私学教育の振興	249
9 治安部門	251
(1) 犯罪に強い社会づくり	251
(2) 交通安全対策の強化	255
10 県有及び公社等所有の分譲等対象用地の状況	258
各種の決算調査表	261
第1表 一般会計決算状況	262
第2表 特別会計歳入歳出決算額	263
第3表 繰越明許費繰越額に関する調（29年度→30年度）	264
第4表 事故繰越繰越額に関する調（29年度→30年度）	282
第5表 平成29年度一般会計歳入決算額	284
第6表 平成29年度県税徴収実績	286
第7表 平成29年度一般会計性質別決算額	288
第8表 平成29年度一般会計目的別決算額	290
第9表 国直轄事業負担額	291
第10表 一般会計公債費内訳	291
第11表 目的別現債高	292
第12表 平成29年度末時点での今後5か年の一般会計県債償還計画	295
第13表 平成29年度森林湖沼環境税活用事業の実績	296
第14表 平成29年度東日本大震災復旧・復興事業の実績	297

【「各部門ごとの施策の成果及び予算の実績」のうち「②事業の実績」に関する補足】

- 1 最終予算額は次年度繰越額を控除した額である。
- 2 国庫負担金の負担割合の記載例は以下のとおりである。

種 別	事 業 主 体	財 源 構 成	記 載 方 法
国からの委託	国	国10/10	<国委>
国からの補助	県	定額補助	<国補(定)>
		国1/2, 県1/2	<国補(1/2)>
		国10/10	<国補(10/10)>
	補助先・負担先の市町村, 事業者等 (右欄では「市町村」 として例示)	定額補助	<(国定)>
		国1/2, 県1/2	<(国1/2 県1/2)>
		国1/3, 県1/3, 市町村1/3	<(国1/3 県1/3 市町村1/3)>
		国10/10	<(国10/10)>

- 3 財源は以下のとおり記載した。

国 庫・・・国庫支出金

県 債

その他・・・使用料・手数料, 財産収入, 繰入金, 諸収入などのその他特定財源

一 財・・・一般財源